

令和8年7月23日 教育委員会会議録

- 1 日 時 令和8年7月23日（木） 午後3時～午後3時53分
- 2 場 所 10階 委員会開催室
- 3 出席委員 金沢智也教育長、田中克委員、向田敏委員、細谷真紀子委員、伊藤洋子委員
- 4 出席者 板垣裕子教育部長、沼澤裕志教育企画課長（兼）企業・卒業生連携室長、
長橋真教育総務課長、黒原裕一学校教育課長、
東海林一善総合学習センター所長、
阿部宏社会教育青少年課長（兼）青少年指導センター所長、
土屋満少年自然の家所長、菅江正幸図書館長、
古内和彦学校給食センター所長（兼）栄養管理室長、
和田裕樹商業高等学校事務長、石垣浩一郎商業高等学校教頭、
事務局（教育企画課及び教育総務課職員）

会議次第

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議 事
議案第26号 令和9年度使用教科用図書の採択について
- 4 報 告 事 項
 - (1) 令和7年度山形市立南沼原小学校維持管理業務のモニタリング結果について
 - (2) 「山形市における部活動の方針」の改訂（案）について
 - (3) 令和7年度山形市立商業高等学校維持管理運営事業のモニタリング結果について
- 5 そ の 他
- 6 日 程 等
 - (1) 教育委員会の日程について
 - (2) 教育委員会主催（共催）の行事予定について
- 7 閉 会

会議録

- 1 開 会 金沢智也教育長
- 2 会議録署名委員の指名

金沢智也教育長…本日の会議録の署名委員だが、伊藤委員にお願いしたい。

<各委員より了承の声>

3 議 事

金沢智也教育長…議案第26号「令和9年度使用教科用図書の採択について」事務局より説明をお願いします。

<黒原裕一学校教育課長より説明>

<石垣浩一郎商業高等学校教頭より説明>

金沢智也教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

細谷真紀子委員…附属資料のNo.49商業高校のプログラミングの教科書について、選定理由に「プログラミングを初めて取り組む場合、基礎的部分から導入した方が理解しやすい。」との記載があるが、これは、これまでの入学生の傾向としてプログラミングの部分に差があることから、出てきた一文なのか。

石垣浩一郎商業高等学校教頭…特に差があるという状況ではないが、初めて学ぶことなので基礎的な部分から導入できるような教科書を選定した。

細谷真紀子委員…小・中学校で行うプログラミングとは異なり、言語を使ったプログラミングの教科書という認識で間違いないか。

石垣浩一郎商業高等学校教頭…そのような認識で良いと思う。

伊藤洋子委員…商業高校の教科書について、附属資料のNo.13からNo.16までが数学の教科書であるが、改訂版と改訂版ではないものがある。これは内容が全然違うものなのか。

石垣浩一郎商業高等学校教頭…改訂版は一部改訂されているもので、昨年度よりも例示や図が増えていたといった形で、内容の一部が変更されているもので

ある。

伊藤洋子委員…附属資料のNo.15の教科書は改訂版ではないのか。

石垣浩一郎商業高等学校教頭…改訂版ではなく、違うものと捉えていただいて構わない。

伊藤洋子委員…全く違うものなのか。

石垣浩一郎商業高等学校教頭…新2年生と新3年生が使用するものである。教科書の内容が若干変更されているため、同じ系統のものではあるが、附属資料には2つ並列して表記している。

伊藤洋子委員…改訂版ではないものを使用している生徒がまだいるという理解でよいのか。

石垣浩一郎商業高等学校教頭…はい。

金沢智也教育長…他に意見や質問はあるか。

<各委員より「なし」の声>

金沢智也教育長…それでは、議案第26号について、原案のとおり承認してよろしいか。

<各委員より「はい」の声>

<原案のとおり承認>

4 報告事項

金沢智也教育長…報告事項に移る。報告事項(1)「令和7年度山形市立南沼原小学校維持管理業務のモニタリング結果について」事務局より説明をお願いする。

<沼澤裕志教育企画課長より説明>

金沢智也教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

細谷真紀子委員…エアコン室外機の修理工事の内容は、どのようなものだったのか。

沼澤裕志教育企画課長…職員室系統の室外機に対して、屋外での工事を実施したものである。

細谷真紀子委員…何か不具合があったということか。

沼澤裕志教育企画課長…エアコンの効きが悪かったため、調べた結果、室外機の修理が必要だとの判断になった。

細谷真紀子委員…西側の系統であると思った。修理をして結果が良好であればよいが、来年度、また効きが悪いようなことがあれば西日が強いとか何か別の理由があるのではないかと思った。

金沢智也教育長…他に意見や質問はあるか。

<各委員より「なし」の声>

金沢智也教育長…次に、報告事項(2)「山形市における部活動の方針」の改訂（案）について事務局より説明をお願いします。

<黒原裕一学校教育課長より説明>

金沢智也教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

田中克委員…2つある。1つ目は、(案)のP.9(2)の②で「教員等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合」とあるが、具体的にどのようなことがその例に当たるのか。2つ目は、部活動の移動について、中学校と高校では方針が違っていたと北越高校のバス事故のときに気付いたが、(案)の(参照5)を見ると、中学校は公共交通機関の利用を原則とし、教員が運転する車に生徒を同乗させる引率はしないということは今までどおりだと思われる。中学校と高校の方針の違いは今回これではっきりしたのか。

黒原裕一学校教育課長…1つ目については、詳細は大会等により異なると思うが、お弁当代や現地までの交通費等を想定している。それらに加えて報酬が支払われる場合は兼職兼業の申請が必要だと考えている。2つ目の移動のことについては、中学校、高校ともに公共交通機関を利用することが原則であるが、高校においては、必要な講習を受けた教員が運転をして保護者の了解のもとに引率することができるという点が大きく異なるところである。

田中克委員…より校長の管理が厳しくなったということが国からの通知からも出ていて、高校の学校側の負担は大きいと思ったが、中学校と高校の線引きはほぼこれまでどおりと捉えてよいのか。

黒原裕一学校教育課長…これまでと大きく変わるわけではなく、安全管理の徹底について今回の通知で言われている。例えばレンタカーを借りるときや事業者等から頂いた書類について校長や管理職が確認することを徹底するという点である。加えて保護者にその旨をきちんと伝えるという点が変更点だと考えている。

金沢智也教育長…他に意見や質問はあるか。

向田敏委員…（案）のP.17の1. 安全確保について、小・中学校の場合は「部活動に関し、保護者の自家用車による移動は、校長が認めた場合に限る。」との記載があるが、これは、保護者が自分の子供を自家用車で送迎する場合に校長が認めた場合に限るという趣旨なのか、それとも自分の子供を他の保護者が送迎する場合に校長が認めた場合に限るという趣旨なのか。

黒原裕一学校教育課長…基本的に自分の子供以外の子供を自家用車で送迎することは行わないことになっている。例えば、現地集合と校長が設定した場合、保護者が自分の子供を自家用車で送って現地に集まることについては校長が認めた場合ということになる。

向田敏委員…現地集合、現地解散の場合でも校長が認めないといけないということか。

黒原裕一学校教育課長…そのように認識している。

向田敏委員…校長の承諾は、どのような承諾なのか。包括的な承諾でよいのか。顧問が学校に申請する際、保護者が自分の子供を連れて行くことがあるという形でよいのか、それともどの子供がどのように移動するのかを大会等のたびに承諾を得ないといけないのか。例えば、自分の子供がけがをして保護者が迎えに行くことになった場合にも校長に連絡をして毎回承諾を得ないといけないという話なのか。これまではどのような承諾の建付けになっていて、今後はどのように承諾をすることになるのか。

黒原裕一学校教育課長…これまでと同様の扱いである。基本的には、部活動の郊外での大会等の参加の際には、顧問が校長に対して参加の旨と併せて移動手段の届出を出すことになっているため、それで校長が了解したという捉えの建付けになっている。

向田敏委員…全ての子供について保護者が自家用車で送迎するという内容で承諾の申請をしているということか。

黒原裕一学校教育課長…当然、顧問は、保護者の車で来る人、公共交通機関で来る人の把握はしていると思う。顧問が、保護者による送迎を前提とした形の運営をするという許可を校長に対して問い、校長がそれを許可するという建付けになっている。これまでも同様の取組をしてきた。

向田敏委員…承知した。

金沢智也教育長…補足すると、保護者が校長に申請するのではなく、顧問がこのような内容で校外活動をするということを校長に申し出るということである。

向田敏委員…移動手段は保護者の自家用車であるという内容も書いてあるのか。

黒原裕一学校教育課長…現地集合、現地解散という形で書いてある。

向田敏委員…現地集合、現地解散だと公共交通機関で来ているのか、保護者の車で来ているのかは分からない。どの子が公共交通機関で、どの子が保護者の車で来るのかということは事前に申請すべきだというのが一応の建付けか。部活動に行くときは、事前に全員に交通手段を聞いているのか。

黒原裕一学校教育課長…基本的に顧問は把握していると思うが、校長に届け出る際にこの子は何の手段で、この子は何の手段でという形をとっているかどうかは把握していない。移動手段としては、現地集合、現地解散という形で、校長は自家用車での送迎も想定しながら了解をしている形になっている。

向田敏委員…包括的な承諾でよいということか。顧問の先生が大会のたびに誰がどのような手段で来るかということを確認しなければならないのか。それとも包括的に保護者による送迎もあり得るということで申請し、それを校長が認めた場合に、校長が認めたことになるのか。どういう運用の合意が成立しているのか。

黒原裕一学校教育課長…基本的には包括的に運用していると思うが、顧問についてはどのような手段で来ているのかを確認しながら安全配慮に努めていると認識している。

向田敏委員…顧問はどのような手段で来るかを事前に把握すべきということか。

黒原裕一学校教育課長…当然、現地まで生徒が安全に来る必要があるので、顧問はどのような手段で来るかは把握していると思うし、同意書を得る場合もあるので

それに記載されている場合もあるかと思う。

向田敏委員…承知した。

金沢智也教育長…他に意見や質問はあるか。

細谷真紀子委員…市がこのガイドラインを作るに当たり、県のガイドラインを超えて充足した部分や何かしらの意図をもって追加した部分はあるか。先生方や保護者が市のガイドラインを見た場合は、県のガイドラインも包括されているという認識でよいか。

黒原裕一学校教育課長…県のガイドラインは、地域展開も含めた総合的なガイドラインになっているが、市のガイドラインは、学校部活動に限ったものになっている。学校部活動に関するものについては、県に準じて作成しているので、県のガイドラインを充足した形になっている。加筆した部分は、地域との連携に係る部分である。県のガイドラインにも目次に地域との連携の項目はあるが、内容の記載がなかったため、県に質問したところ、県からは公民館等も含めて広く連携を模索したが、記載することが難しかったとの回答があった。市では緊密な連携が重要であることから記載のとおり加筆した。

細谷真紀子委員…公民館は県で管轄する部署がなく、市町村に任せているところだと思うので、そこは有難いと思っている。もう1点だが、休日部活動の地域展開に関する申し合わせ事項「資料2」の1のただし書について、いわゆる連盟の大会・コンクールに出場する場合に、教員は派遣されないという認識でよいか。吹奏楽は、連盟の大会で中体連及び中文連の名前は挙がっていなかったと思ったので確認である。

黒原裕一学校教育課長…申し合わせの資料は、こちらで作成したものではないため、詳細については確認しないと分からない。教員の負担軽減が目的であるため内規に沿った形で、特に「資料2」の裏面のものについては、費用弁済のみの場合について、教員が引率する。その場合は、本ガイドラインを適用した上での形になる。そのため、校長が認めた場合について教員の派遣はあり得る。

細谷真紀子委員…校長会での内容を受けて部活動の方針はできているが、運用に関しては校長会の内規に合わせて校長が判断をして、職員を副業ではなく業務として参加を認めて運用してよいという認識でよいか。

黒原裕一学校教育課長…まずはそのような認識でスタートしていくと思うが、働き方改革の流れを受けての1つであるので、今後の展開によっては減じていくなど、都度校長会で協議をして内規についても見直していくことで進めていきたい。今年度から教員が全くかかわらないということではない。

細谷真紀子委員…先生方がこの内規に基づいて休日に派遣されるのであれば、平日の休みをきちんと取ることができれば良いと思っている。それにより子供達が授業を受ける機会を失ったり、自習になったりという状況もあるので全員にとっての良い形ができれば1番良いが、なかなか難しいかと思うので経過をきちんと見ていただければ有難い。

金沢智也教育長…教員が休日に出勤した場合は、1時間900円の特殊業務手当が支給される。中体連関係の大会の改革が進んでいない現状があるため、一律に教育委員会としての線引きが難しいことから、校長会としての申し合わせ事項として決めた内容である。部活動地域展開はまだ始まったばかりのため、先が見えない中でお互いに模索しながら進めているのが正直なところである。

金沢智也教育長…他に意見や質問はあるか。

<各委員より「なし」の声>

金沢智也教育長…次に、報告事項(3)「令和7年度山形市立商業高等学校維持管理運営事業のモニタリング結果について」事務局より説明をお願いする。

<和田裕樹商業高等学校事務長より説明>

金沢智也教育長…ただ今の説明について、意見や質問等はあるか。

向田敏委員…昨年セブンイレブンの自動販売機が設置されたとニュースで見たが、どのような経緯で設置されたのか。また、PFI事業者が関与しての設置だったのか。

和田裕樹商業高等学校事務長…セブンイレブンの自動販売機は、生徒が部活動や授業の合間に栄養補給をしてより良い能力発揮をするために食事の補給を目的として設置したものである。今年の5月から設置していて、土日の部活動で利用しているときも自動販売機は使用することができるようになっている。

向田敏委員…自動販売機の設置の主体はどこか。

和田裕樹商業高等学校事務長…P F I 事業者の中に山形給食センターがあり、そこが主として設置している。

向田敏委員…なかなかない試みで、委託している効果が表れているのかなと思った。来年度の話になるのかと思うが、ニュースを見てすごいと思った。

細谷真紀子委員…資料の 8【運營業務】の(2)の説明において、教育後援会からの支援について、「セミナーハウス利用の際」という言葉があったが、これは平日の食堂の運営ではなく、セミナーハウスを合宿等で利用する場合のみ支援があったということによいか。

和田裕樹商業高等学校事務長…山商生がセミナーハウスを合宿等で利用した際に協力金として、1, 0 0 0 円を支払うことになっているが、その1, 0 0 0 円の部分を教育後援会から出してもらっている。

細谷真紀子委員…このような支援があって立派なセミナーハウスが活用されているのかなと思う。一昨年度と比較してセミナーハウスの利用が増えているなど何か結果は出ているのか。

和田裕樹商業高等学校事務長…合宿については、山商生のほか、他校の生徒も練習試合等でセミナーハウスを利用する場合がある。全体の合宿の経費については、令和 6 年度は 2 5 1 万円だったが、令和 7 年度は 1 2 8 万円と減少している状況である。利用の人数等は分からないが、金額はそのような状況である。

細谷真紀子委員…半減したというのは、今初めて聞いて驚いた。利用数が減少しているところに対しての運營業務についても何かしらの見直し、支援か、検討が必要だと思った。

金沢智也教育長…他に意見や質問はあるか。

<各委員より「なし」の声>

5 そ の 他

金沢智也教育長…その他委員より報告等はないか。

<各委員より「なし」の声>

金沢智也教育長…事務局よりその他報告等はないか。

<事務局より「なし」の声>

6 日 程 等

<長橋真教育総務課長より教育委員会の日程及び教育委員会主催（共催）の行事予定について説明>

7 閉 会 金沢智也教育長